

平成二十三年総務省令第九十五条

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令
放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 有線放送設備の技術基準
- 第三節 通則（第三条—第八条）
 - 第二節 デジタル有線テレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第九条—第十二条）
 - 第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十三条—第十六条）
 - 第四節 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第十七条—第十九条）
 - 第五節 I P放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件（第二十一条—第二十六条）
 - 第六節 雜則（第二十七条）
- 附則 第一章 総則（目的）
- 第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第二百三十六条第一項の規定に基づき、有線テレビジョン放送等（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）以外の有線一般放送をいう。以下同じ。）の業務に用いられる電気通信設備に適用される技術基準（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）を定めることを目的とする。（定義）
- 第二条 この省令において使用する用語は、法及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。
 - 一 「有線放送設備」とは、有線テレビジョン放送等を行うための有線電気通信設備（再放送を行ふための受信空中線その他放送の受信に必要な設備を含む。）をいう。
 - 二 「ヘッドエンド」とは、有線テレビジョン放送等のために電磁波を增幅し、調整し、変換し、切換え又は混合して線路に送出する装置であつて、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信場所（前置増幅器の場所を含む。）にあるもの及びこれに付加する装置（受信空中線系、テレビジョン・カメラ、録画再生装置、文字画面制作装置、図形画面制作装置、マイクロホン增幅器及び録音再生装置を除く。）をいう。
 - 三 「受信者端子」とは、有線放送設備の端子であつて、有線テレビジョン放送等の受信設備に接するものをいう。
 - 四 「タップオフ」とは、有線放送設備の線路に送られた電磁波を分岐する機器又は有線放送設備の線路に介在するクローナ（光ファイバをその先端において他の光ファイバの先端と接続させる設備をいう。以下同じ。）であつて、受信者端子に最も近接するものをいう。
 - 五 「引込端子」とは、タップオフの端子（タップオフがクローナである場合には、クローナ内の光ファイバの先端をいう。以下同じ。）であつて、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）をいう。
 - 六 「幹線」とは、有線放送設備の線路であつて、ヘッドエンドから全ての中継増幅器（引込線に介在するものを除く。次号において同じ。）までの間（有線放送設備のヘッドエンドからタップオフまでの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方のみである場合にあっては、ヘッドエンドからタップオフまでの間）のものをいう。
- 第三章 雜則（第二十七条）
- 附則 第二章 有線放送設備の技術基準
- 第四節 有線放送設備に適用される法第二百三十六条第一項の総務省令で定める技術基準（同条第二項第二号に掲げるものに限る。）は、この章の定めるところによる。（受信空中線）
- 第五节 同時再放送を行うための受信空中線は、受信しようとする電波の受信の障害の少ない場所に設置するものでなければならない。（使用する光の波長）
- 第六节 有線放送設備のヘッドエンドから受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置であつて、かつ、光ファイバを用いた線路に接続され、引込線に介在するものをいう。以下同じ。）までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合（第二十七条第一項第一号から第四号までに掲げる有線テレビジョン放送等を行う場合に限る。）にあっては、当該線路において有線テレビジョン放送等に使用する光の波長は、一、五三〇ナノメートル以上一、六二五ナノメートル以下としなければならない。
 - 2 前項に規定する光の波長について、複数の波長の光を多重して伝送する場合にあっては、それぞれの光が互いに映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものでなければならぬ。
- 第七节 受信者端子間分離度（受信者端子間分離度）
- 第八节 受信者端子間分離度（受信設備から副次的に発する電磁波の当該一つの受信設備に係る受信者端子におけるレベルと他の受信者端子における当該電磁波のレベルとの差をいう。）は、二五デシベル以上でなければならない。
 - 2 前項の規定は、それぞれ異なる受信用光伝送装置に引込線を介して接続する受信者端子間については、適用しない。（受信者端子におけるその他の条件）
- 第九节 有線放送設備は、入力端子における電圧定在波比が三である受信設備を受信者端子に接続した場合において、当該受信設備による受信に障害を与えないものでなければならない。

七 「分配線」とは、幹線以外の有線放送設備の線路であつて、中継増幅器から全てのタップオフまでの間のものをいう。

八 「引込線」とは、有線放送設備の線路であつて、受信者端子からこれに最も近接するタップオフまでの間のものをいう。

九 「レベル」とは、出力端子における電磁波の電圧の実効値のマイクロボルトに対する比をデシベルで表わしたものであつて、出力端子の定格出力インピーダンスに等しい純抵抗負荷をその出力端子に接続した場合のものをいう。

十 「デジタル有線テレビジョン放送方式」とは、第十一条第三項及び第四項に規定する信号により搬送波を変調する方式をいう。

十一 「標準デジタルテレビジョン放送方式」とは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第二章に定める標準方式に準拠する方式をいう。

十二 「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第五章第二節及び第三節に定める標準方式に準拠する方式をいう。

十三 「広帯域伝送デジタル放送方式」とは、デジタル放送の標準方式第六章第三節及び第五節に定める標準方式に準拠する方式をいう。

十四 「I P放送方式」とは、有線テレビジョン放送等であつてインターネットプロトコルを使用して伝送される放送（以下「I P放送」という。）を第二十一条のI Pアドレス（受信設備を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）により第二十三条から第二十六条までに規定する条件に適合したネットワークを用いて伝送する方式をいう。

いる場合にあつてはデジタル放送の標準方式第七十一条第二項に規定する短縮化リードソロモン符号によるものであること。

二 デジタル放送の標準方式第三条又は第五十八条、第四条、第六十二条又は第八十一条第一項、第五条、第六十四条又は第七十二条、第六条、第七条又は第六十五条、第八条又は第六十五条の二、第十七条又は第七十四条、第二十三条第一項、第六十三条第一項又は第七十三条及び第二十三条第二項から第四項まで又は第六十三条第二項から第四項までの技術的条件に適合するものであること。この場合において、デジタル放送の標準方式第三条第一項中「関連情報（国内受信者が有料放送の役務の提供を受け、又はその対価として放送事業者が料金を徴収するため必要な情報、放送事業者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」とあるのは、「関連情報（有線テレビジョン放送等の業務を行う者が料金を徴収するため必要な情報、基幹放送事業者又は衛星一般放送の業務を行う者が放送番組に関する権利を保護する受信装置によらなければ受信することができないようにするために必要な情報及びその他総務大臣が別に告示する情報をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

三 伝送信号の構成は、デジタル放送の標準方式第五十八条第一項第四号又は第七十一条第一項の技術的条件に適合するものであること。この場合において、搬送波の変調の型式に六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調を用いるときにあっては伝送信号を構成するTSパケット及び分割TLVパケット（TLVパケットを伝送するために分割したものをいう。以下同じ。）が別図第四に示す多重フレームのスロットを第一スロットから順に出力したTSパケット列若しくは分割TLVパケット列又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するTSパケットであることをし、搬送波の変調の型式に直交周波数分割多重変調を用いるときにおいては伝送信号を構成するTSパケット及びGSEパケットが別図第五のとおり出力されるTSパケット列若しくはGSEパケット列又はデジタル放送の標準方式第三条第一項第三号に規定するTSパケットであることとする。

4 前項第二号の規定にかかわらず、自主放送を行う場合又はヘッドエンドにおいて伝送制御信号の変更を行う場合におけるデジタル放送の標準方式第三条第四項の伝送制御信号により伝送される記述子の構成については、総務大臣が別に告示するものであること。

5 搬送波の帯域制限を行うろ波器の周波数特性は、別図第六に示すとおりとする。

第十二条 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子において搬送波等の条件）

区別

条件

一 搬送波の周波数の許容偏差
二 ヘッドエンド（ヘッドエンドを継続接続している有線放送設備にあっては、受信者端子直近のヘッドエンドとする。以下この表において同じ。）の変調波の入力端子から受信者端子までの総合周波数特性（その搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅の範囲において、

当該搬送波の周波数と等しい周波数の電磁波のレベルを基準とする）

三 搬送波のレベル（変調において用いられる（一）搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあっては、次に掲げる式（Zは、出力端子の最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常場合にあっては、次に掲げる式（Zは、出力端子の常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）定格出力インピーダンス（単位オーム）とする。以下の値以下同じ。）によるAの値以上Bの値以下にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = X + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 5.5 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$B = 8.1 + 1.0 \log_{10} (Z / 7.5)$$

$$A = 4.9 + 1.0 \$$

又は五・七一メガヘルツ（搬送波の変調の型式（二）搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合に限る。）調であつて副搬送波の変調の型式として一〇一二四値の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）直交振幅変調を用いるものにあつては、三三デシベルのレベルとの比
ル以上

b す a 2

はる。は、
搬 搬 〇一〇

送波の
g 10

〔(a)

絡線の見
絡線の見

最高値に
a】デ

シベル
における

る振幅ヒ

七	搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンド）の変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第七において同じ。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値をいう。八の項において同じ。)	搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンド）の変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第七において同じ。)のレベルとの差(搬送波のレベルを減数として求められる値をいう。八の項において同じ。)
八	搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘッドエンド)の変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第八において同じ。)による電磁波のレベルとの差	搬送波のレベルと当該搬送波の反射(ヘッドエンド)の変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第八において同じ。)による電磁波のレベルとの差
九	交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度	交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度
(一)	搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である。副搬送波の変調の型式として符号化率六分の五である四〇九六值直交振幅変調を用いるものにあつては、マイナス四〇デシベル以下	搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である。副搬送波の変調の型式として符号化率六分の五である四〇九六值直交振幅変調を用いるものにあつては、マイナス四〇デシベル以下
(二)	搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である。副搬送波の変調の型式として四〇九六值直交振幅変調を用いるものにあつては、次に掲げる式による値がマイナス三四四デシベル以下	搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である。副搬送波の変調の型式として四〇九六值直交振幅変調を用いるものにあつては、次に掲げる式による値がマイナス三四四デシベル以下

2 2 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となつており、かつドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。)	十 他の妨害波及びひずみ（いずれもヘン	三〇デシベル以下 2010g10（「a-b」）／a デシベル
	映像 音声その他の音響又はデータに障害を与えるものである。	aは、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。

ある全てのものに限る。) のレベルとの ベル以上である場合にあつては、三三デシベ ル以上	比	ハ 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であつて、副搬送波の変調の型式として二 五六値直交振幅変調を用いるものの場合
一 搬送波のレベルの変動	条件	一分間ににおいて、三デシベル以内
二 搬送波のレベルと雑音 (ヘ ッドエンドの変調波の入力端 子から保安装置まで又は受信 用光伝送装置の出力端子まで のものであつて、当該搬送波 の周波数を含む五・七一メガ ヘルツの周波数の範囲にあつ てのものに限る。) のレ ベルとの比	上	(一) 搬送波のレベルと雑音 (保安装置又は受信用光伝送 装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当 該搬送波の周波数を含む五・七一メガヘルツの周波数帶 幅の範囲にあつてのものに限る。) のレベルとの比が四 五デシベル以上である場合にあつては、二六デシベル以 下
二 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調を用いるもの の場合	上	(二) 搬送波のレベルと雑音 (保安装置又は受信用光伝送 装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当 該搬送波の周波数を含む五・七一メガヘルツの周波数帶 幅の範囲にあつてのものに限る。) のレベルとの比が四 五デシベル以上である場合にあつては、二六デシベル以 下
一 搬送波のレベルの変動	条件	一分間ににおいて、三デシベル以内
二 搬送波のレベルと雑音 (ヘッドエンド の変調波の入力端子から保安装置まで又 は受信用光伝送装置の出力端子までのもの であつて、当該搬送波の周波数を含む五・ 七一メガヘルツの周波数の範囲にあつ てのものに限る。) のレ ベルとの比	上	(一) 搬送波のレベルと雑音 (保安装置又は受信用光伝送 装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当 該搬送波の周波数を含む五・七一メガヘルツの周波数帶 幅の範囲にあつてのものに限る。) のレベルとの比が三 三デシベル以上である場合にあつては、二七デシベル以 下
二 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調を用いるもの の場合	上	(二) 搬送波のレベルと雑音 (保安装置又は受信用光伝送 装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当 該搬送波の周波数を含む五・七一メガヘルツの周波数帶 幅の範囲にあつてのものに限る。) のレベルとの比が三 三デシベル以上である場合にあつては、二七デシベル以 下
イ 搬送波の変調の型式が二四五値直交振幅変調の場合	条件	一分間ににおいて、三デシベル以内
イ 搬送波の変調の型式が二四五値直交振幅変調の場合	条件	一分間ににおいて、三デシベル以内
イ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合	条件	一分間ににおいて、三デシベル以内
イ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合	条件	一分間ににおいて、三デシベル以内

帶幅の範囲にある全てのものに限る。) のレ ベルとの比	比	ハ 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であつて、副搬送波の変調の型式として二 五六値直交振幅変調を用いるものの場合
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出し た搬送波のレベルと雑音 (ヘッドエンドの 変調波の入力端子から受信用光伝送装置の 出力端子までのものであつて、当該搬送波 の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数 の範囲にあつてのものに限る。) のレ ベルとの比	条件	搬送波のレベルと雑音 (受信用光伝送装置の 出力端子から受信者端子までのものであつ て、当該搬送波の周波数帯幅の範囲にある全 てのものに限る。) のレベルとの比が三九デ シベル以上である場合にあつては、三五デシ ベル以上
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出し た搬送波のレベルと雑音 (ヘッドエンドの 変調波の入力端子から受信用光伝送装置の 出力端子までのものであつて、当該搬送波 の周波数を含む五・七一メガヘルツの周波 数帯幅の範囲にあつてのものに限る。) の レベルとの比	条件	搬送波のレベルと雑音 (受信用光伝送装置の 出力端子から受信者端子までのものであつ て、当該搬送波の周波数帯幅の範囲にある全 てのものに限る。) のレベルとの比が三九デシ ベル以上である場合にあつては、三六デシ ベル以上
第十三条 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う場合のヘッド エンジンの主たる機器の入力端子における入力信号は、次の表の上欄に掲げる入力信号の区別に従 い、それぞれ同表の下欄に掲げる復調後ににおけるビット誤り率の値以下でなければならない。た だし、当該ヘッドエンドに係る業務区域の全部が一の放送事業者のテレビジョン放送 (デジタル 放送に限る。以下この条において同じ。) を行う地上基幹放送局 (移動受信用地上基幹放送を行 うものを除く。) の放送区域外にある場合における当該一の放送事業者のテレビジョン放送の同 時再放送については、この限りでない。	第十三条 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放 送設備に係る条件	(入力信号の条件)
一 デジタル放送の標準方式のうち地上基幹放 送局に係るものによる放送を受信し、そのデジ タル信号を再放送する場合	条件	復調後ににおけるビット誤り率
二 並びにデジタル放送の標準方式のうち衛 星基幹放送局に係るものによる基幹放送、衛星 一般放送及び通信衛星経由で配信される放送番 組以外のデジタル信号を受信し、そのデジタル 信号を再放送又は送信する場合	条件	4, 188 符号による誤り訂正前とする。
第三節 標準デジタルテレビジョン放送方式による有線テレビジョン放送等を行う有線放 送設備に係る条件	条件	4, 188 符号による誤り訂正前とする。
第十四条 受信者端子において、送信の方 式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつてお り、(搬送波の周波数)	条件	4, 188 符号による誤り訂正前とする。

		七 搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）との比	子から受信者端子までのものに限る。別図第九において同じ。）あつては別図第九で示す値以下とする。八の項において同じ。）
		八 搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第十において同じ。）による電磁波のレベルとの差	波の入力端子による搬送波の変調度
		九 交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度	別図第十で示す値以下
二 受信用光伝送装置の入力端子	区分	一 搬送波のレベルの変動	三次相互変調による妨害波の場合にあつては搬送波の周波数による妨害波の中心とする五・六メガヘルツの周波数帯幅において、マイナス三五デシベル以下
	条件	二 搬送波のレベルと雜音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	別図第十で示す値以下
	条件	三 搬送波のレベルと雜音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	三次相互変調による妨害波の場合にあつては搬送波の周波数による妨害波の中心とする五・六メガヘルツの周波数帯幅において、マイナス三五デシベル以下
	条件	四 搬送波のレベルと雜音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	三次相互変調による妨害波の場合にあつては搬送波の周波数による妨害波の中心とする五・六メガヘルツの周波数帯幅において、マイナス三五デシベル以下
	条件	五 搬送波のレベルと雜音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	三次相互変調による妨害波の場合にあつては搬送波の周波数による妨害波の中心とする五・六メガヘルツの周波数帯幅において、マイナス三五デシベル以下
	条件	六 搬送波のレベルと雜音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	三次相互変調による妨害波の場合にあつては搬送波の周波数による妨害波の中心とする五・六メガヘルツの周波数帯幅において、マイナス三五デシベル以下
	条件	七 搬送波のレベルと雜音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	三次相互変調による妨害波の場合にあつては搬送波の周波数による妨害波の中心とする五・六メガヘルツの周波数帯幅において、マイナス三五デシベル以下

の周波数を含む五・六メガヘルツの周波数
帶幅の範囲にある全てのものに限る)のレ
ベルとの比

第十六条 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつてゐる。以下同じ。)と受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となるものに限る。以下同じ。)とが隣接して同時に行われる場合における搬送波は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 標準デジタルテレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数
とデジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送等の搬送波の周波数
(当該有線テレビジョン放送等に係る電磁波の占有する周波数帯の中央の周波数をいう)の間
隔は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつてゐる有線テレビジョン放送等の搬送波の下
側にあつては五・八三五メガヘルツ以上、上側にあつては六・一一九メガヘルツ以上であるこ
と。

二 標準デジタルテレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送波のレベル
とデジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等(搬送波の変調の
型式が六四値直交振幅変調となつていてるものに限る。以下この号において同じ。)の搬送波の
レベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放
送波の下側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放
送等の搬送波に対してマイナス一九デシベル以上プラス一四デシベル以下、上側にあつてはデ
ジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送波に対してマイ
ナス二〇デシベル以上プラス一八デシベル以下であること。

三 標準デジタルテレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送波のレベル
とデジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等(搬送波の変調の
型式が二五六値直交振幅変調となつていてるものに限る。以下この号において同じ。)の搬送波
のレベルとの差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放
送等の搬送波に対してマイナス一二デシベル以上プラス二〇デシベル以下、上側にあつてはデ
ジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送波に対してマイ
ナス二〇デシベル以上プラス一八デシベル以下であること。

四 標準デジタルテレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送波のレベル
とデジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送波のレベル
との差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬
送波の下側にあつてはデジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放
送等の搬送波に対してマイナス一二デシベル以上プラス二〇デシベル以下、上側にあつてはデ
ジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送波に対してマイ
ナス二〇デシベル以上プラス一八デシベル以下であること。

五 標準デジタルテレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等(搬送波の変調の
型式が直交周波数分割多重変調であつて副搬送波の変調の型式として二五六値直交振幅変調又
は一〇二四値直交振幅変調を用いるものに限る。以下この号において同じ。)の搬送波のレベル
との差は、デジタル有線テレビジョン放送方式となつていてる有線テレビジョン放送等の搬送
波に対してもマイナス一〇デシベル以上プラス一〇デシベル以下であること。

第四節 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による
有線テレビジョン放送等を行う有線放送設備に係る条件

(入力信号の条件)

標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テ
レビジョン放送等を行ふ場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号の条件
は、次の各号のいずれかでなければならない。

一 デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を
用いる場合にあつては、最悪月において九九パーセントの確率で、搬送波のレベルと雑音のレ
ベルとの比が次のとおりであること。

ロ 搬送波の変調の型式が八相位相変調の場合にあつては、一〇デシベル以上

ハ 搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の四一から一二〇分の九三までの十六値振幅位相
変調の場合にあつては、一五デシベル以上

二 搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九までの十六値振幅位
相変調の場合にあつては、二二デシベル以上

二 デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式に準拠する方式を
用いる場合にあつては、復調後におけるビット誤り率が、最悪月において九九パーセントの確
率で 1×10^{-8} 以下(短縮化リードソロモン(204, 188)符号による誤り訂正前とす
る)であること。

(搬送波の周波数)

第十八条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつてお
り、かつ、一、〇三二・二三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、二二四・
四一メガヘルツから一、六四二・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送
等の搬送波の受信者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。こ
の場合において、その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一
般放送の受信に障害を与えないものでなければならぬ。

一、〇四九・四八、一、〇八七・八四、一、一二六・二〇、一、一六四・五六、一、二二〇一・
九二、一、二四一・二八、一、二七九・六四、一、三一八・〇〇、一、三五六・三六、一、三
九四・七二、一、四三三・〇八、一、四七一・四四、一、一四一・六六、一、二八〇・〇二、
二、三二八・三八、一、三五六・七四、二、三九五・一〇、二、四三三・四六、二、四七一・
八二、二、五一〇・一八、二、五四八・五四、二、五八六・九〇及び二、六二五・二六メガヘルツ

受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五
三二・七五メガヘルツから二、〇七〇・二五メガヘルツまで又は二、七〇八・七五メガヘルツか
ら三、二二三・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波の受信
者端子における周波数は、次の周波数のうちから選定しなければならない。この場合において、
その周波数は、当該周波数の搬送波が当該有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障
害を与えないものでなければならない。

一、五五〇、一、六一三、一、六五三、一、六九三、一、七三三、一、七七三、一、八一三、
一、八五三、一、八九三、一、九三三、一、九七三、二、〇一三、二、〇五三、二、七二六、
二、七六六、二、八〇六、二、八四六、二、八八六、二、九二六、二、九六六、三、〇〇六、
三、〇四六、三、〇八六、三、一二六、三、一六六及び三、二〇六メガヘルツ

(搬送波等の条件)

第十九条 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつてお
り、かつ、一、〇三二・二三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、二二四・
四一メガヘルツから一、六四二・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送
等は送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五三二・七五メガヘルツから二、〇七〇・二五メガヘルツまで又は二、七〇八・七五メガヘルツから三、二二三・二
五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電
磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条
件に適合するものでなければならない。

第十七条 標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式による有線テ
レビジョン放送等を行ふ場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号の条件
は、次の各号のいずれかでなければならない。

七 その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドに映像、音声その他の音響又はデータに障おける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのも害を与えないものであること）。

区別	搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比
条件	搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全数帯幅の範囲に限る。）のレベルとの比が二四デシベル以上である場合にあつては、次のいずれかであること。
(一)	受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつていて搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては九デシベル以上
(二)	受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつていて搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては九デシベル以上
(三)	受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の四一から一二〇分の九三までの一六値振幅位相変調となつていて搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、一四デシベル以上
(四)	受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九までの一六値振幅位相変調となつていて搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、一八デシベル以上

総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置における第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであつて、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	条件
（二）受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となつてある搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式に準拠する方式を用いるときは九デシベル以上、デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いるときは一〇デシベル以上	（二）受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となつてある搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いるときは一五デシベル以上
（三）受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の四一から一二〇分の九三までの一六値振幅位相変調となつてある搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、一五デシベル以上	（三）受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九までの一六値振幅位相変調となつてある搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、一九デシベル以上
（四）受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九までの一六値振幅位相変調となつてある搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、一九デシ	（四）受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九までの一六値振幅位相変調となつてある搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあつては、一九デシ

（入力信号の条件）	（パケットのIPアドレス）
第二十一条 第九条の規定は、IP放送方式によるIP放送を行う場合のヘッドエンドの主たる機器の入力端子における入力信号について準用する。この場合において、「デジタル有線テレビジョン放送方式」とあるのは、「IP放送方式」と読み替えるものとする。	第二十一条 IP放送の用に供するIPアドレスは、総務大臣が別に告示するものとする。 (伝送信号の条件)
第五節 IP放送方式による有線テレビジョン放送等を行なう有線放送設備に係る条件	第二十二条 第十一条第三項第二号の規定は、IP放送の用に供する伝送信号の技術的条件について準用する。この場合において、「九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等のうちデジタル放送を行うための搬送波を変調する信号」とあるのは、「IP放送方式によりIP放送を行うための信号」と読み替えるものとする。 前項に規定する伝送信号は、TSパケット、TLVパケット、分割TLVパケット又はMMTPパケットによる情報について、IPパケットにより伝送するものとする。 (総合品質)
(使用する電磁波の条件)	第二十三条 IP放送の用に供するネットワーク（ヘッドエンドから受信者端子までインターネットプロトコルによる伝送を行うものをいう。以下「IP放送ネットワーク」という。）におけるパケット損失率（受信設備において誤り訂正機能を有する場合においては、誤り訂正後のパケット損失率）は、〇・〇〇〇〇〇〇一以下でなければならない。 (ネットワーク品質)
第三章 雜則	第二十四条 IP放送ネットワークは、次の各号に掲げる条件を満たすものでなければならぬ。 一 IPパケット伝送の平均遅延時間（ヘッドエンドから受信者端子までパケットを伝送する時間）をいう。ただし、情報源符号化、多重化、スクランブル等に係る時間を除く。の値 一秒以下 二 IPパケット伝送の平均遅延時間の揺らぎ（IPパケット伝送の平均遅延時間と個別のIPパケット伝送の遅延時間との差をいう。）の値 一〇〇ミリ秒以下 (安定品質)
(適用除外)	第二十五条 IP放送ネットワークは、次の各号に掲げる措置のうちいづれかの措置が講じられてゐるものでなければならない。 一 IP放送の用に供するIPパケットを優先的に伝送するためには必要な措置 二 IP放送の用に供するIPパケットのみを伝送するために必要な措置 三 総務大臣が別に告示するデジタル有線テレビジョン放送方式等による有線テレビジョン放送等と同等の安定性を確保するための措置
(使用する電磁波の条件)	二 IP放送ネットワークは、次の各号に掲げるところによりIP放送の用に供するIPパケットを伝送するために十分な通信容量を有するものでなければならない。 一 中継系伝送路設備（IP放送の用に供する伝送路設備のうちヘッドエンドから固定端末系伝送路設備（電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第四条の三第一項の固定端末系伝送路設備をいう。）までのものをいう。以下同じ。）にあっては、提供しようとする役務に係る全ての放送番組を伝送するためには必要な通信容量 二 アクセス系伝送路設備（IP放送の用に供される伝送路設備のうち中継系伝送路設備以外の伝送路設備をいう。）にあっては、提供しようとする役務に係る放送番組を伝送するためには必要な通信容量

- 二 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつておる、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつておる、かつ、一、〇三二・二三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、一二四・四メガヘルツから二、六四二・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五三二・七五メガヘルツから二、〇七〇・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 五 受信者端子において、送信の方式がIP放送方式となつておる、かつ、二、七〇八・七五メガヘルツから三、二二三・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 六 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等の受信に検知される影響を与えないものでなければならぬ。

附則 (平成二十三年六月三十日)から施行する。

附則 (平成二五年二月二〇日総務省令第七号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令は、一般放送事業者が行う有線テレビジョン放送の業務に用いられる電気通信設備に適用される技術基準については、第十四条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によるとができる。

附則 (平成二十五年一二月一〇日総務省令第一一三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年三月二〇日総務省令第一七号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第十八条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第十八条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年五月三一日総務省令第三二号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際に登録一般放送事業者が行う有線テレビジョン放送の業務に用いられる有線放送設備については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の規定に適合しているものとみなす。

二 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となつておる、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となつておる、かつ、一、〇三二・二三メガヘルツから一、四八八・六九メガヘルツまで又は二、一二四・四メガヘルツから二、六四二・五一メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となつており、かつ、一、五三二・七五メガヘルツから二、〇七〇・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

五 受信者端子において、送信の方式がIP放送方式となつておる、かつ、二、七〇八・七五メガヘルツから三、二二三・二五メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等

六 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。

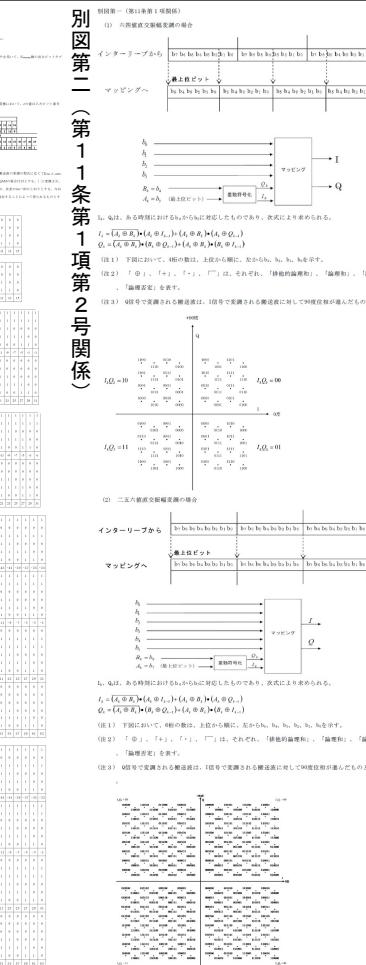
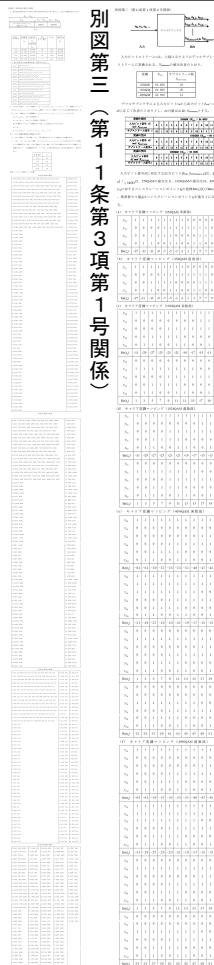
第一条 法律(平成三十年法律第二十四号)以下「改正法」という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別図第一 (第11条第1項第1号関係)

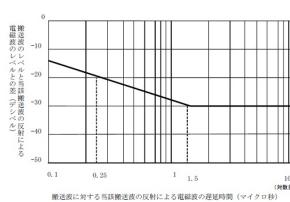
この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十四号)以下「改正法」という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別図第二 (第11条第1項第2号関係)

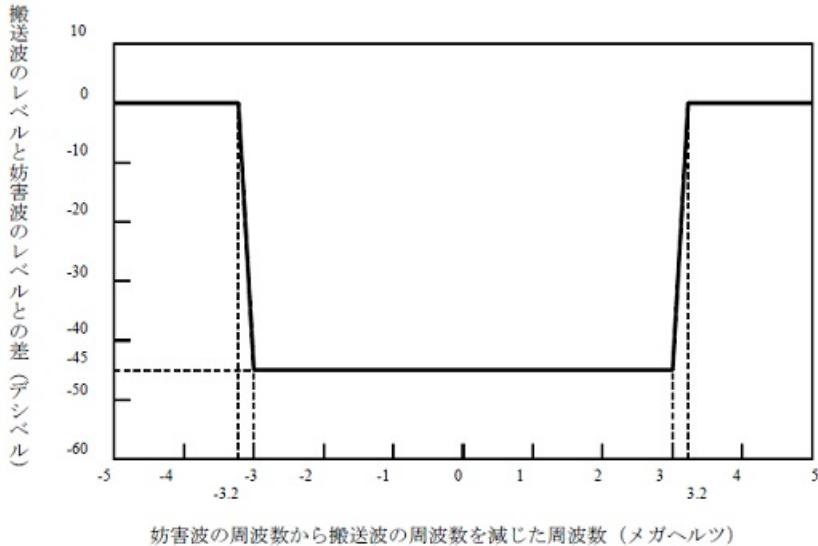
この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十四号)以下「改正法」という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。



別図第十（第15条の表の8の項関係）

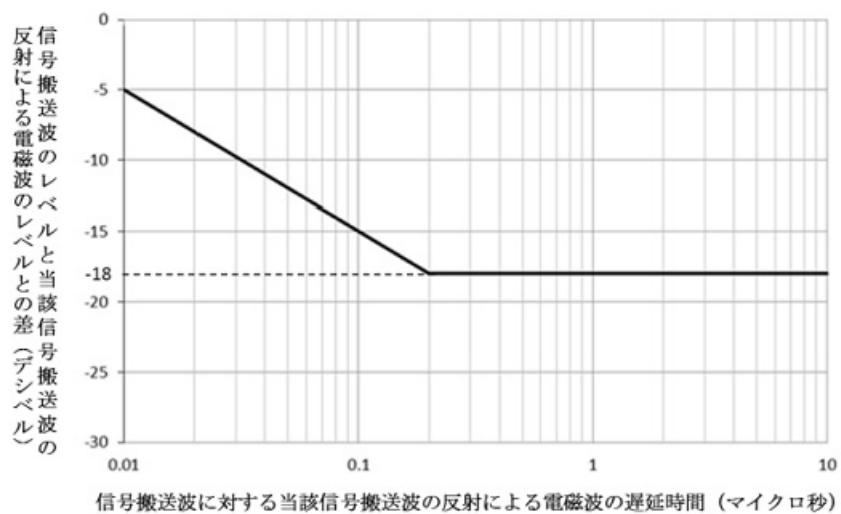


別図第九（第15条の表の7の項関係）

別図第九
(第15条の表の7の項関係)

別図第十一（第19条第1項の表の6の項関係）

(1) 一六値直交振幅変調（符号化率一二〇分の四一から一二〇分の九三まで）の場合

別図第十一
(第19条第1項の表の6の項関係)